

2月17日～3月16日 市・県民税など 申告はお早めに

伊丹税務署には確定申告書作成会場を設けていません。

◎市・県民税

【対象者】①1月1日現在、市内に在住し▽前年中に所得があった▽勤務先から給与支払報告書の提出がない▽給与所得以外に年金、恩給がある▽年金、恩給を受け、社会保険料、生命保険料などの控除を受ける②市内に事業所か家屋敷があり、市外に住所のある一人など。

◎スマホ申告利用対象者を拡大

▽2カ所以上の給与所得がある▽年金収入や副業などの雑所得がある一人など、スマートフォン専用画面を利用できる人の範囲が広がりました。

◎源泉徴収票などの添付が不要に

令和元年分の確定申告では次の書類の添付が不要になります▽給与所得、退職所得および公的年金などの源泉徴収票▽配当等と見なす金額に関する支払通

知書▽上場株式配当等の支払通知書▽特定口座年間取引報告書▽オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書。ただし、確定申告書第二表などには源泉徴収票などの内容を記載する必要がありますので注意してください。

◎消費税

【区分経理をした帳簿の保存】仕入れや経費に軽減税率(8%)の対象品目がある場合、仕入税額控除の適用を受けるためには仕入れや税率ごとに区分経理をした帳簿を保存してください。

◎納期限を守りましょう

確定申告による所得税および復興特別所得税の納付期限は3月16日(月)です。確定申告書の提出後に別途、所得税額を納税通知書などでお

知らせすることはありません。納付には便利な振替納税(振替は申告所得税および復興特別所得税が4月21日、消費税および地方消費税が23日)を利用してください。

◎軽自動車などの廃車申告手続き

軽自動車は、毎年4月1日現在において軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。廃車、売却または譲渡した場合や盗難に遭った場合は、3月31日までに必ず申告手続きをしてください。

◎電子証明書の有効期間の確認

住民基本台帳カード・マイナンバーカードに搭載の電子証明書の有効期限が切れるとe-Taxなどの利用ができなくなります。有効期間は電子証明書交付時に渡した書類が「公的個人認証ポータルサイト」を確認してください。

◎住民基本台帳カードの更新

住民基本台帳カードの更新はできません。電子証明書の更新が必要な人は、マイナンバーカードの申請が必要です。交付までに1カ月ほどかかるため、早めに申請してください。

◎公立就学前施設を閉園(所)

3月末に閉園(所)する公立幼稚園・保育所は次の通り。▽稲野▽南▽緑▽桜台▽天神川▽ささら▽はなさと▽すずはら▽幼稚園▽桜台保育所。各幼稚園は3月17日(火)、桜台保育所は3月17日(火)に閉園・閉所式を行います。会場などの都合上、式典には案内が届いた人のみ参加できます。

◎福祉タクシー利用券更新の手続き

福祉タクシー利用券更新の手続きを、重度障がい者や在宅寝たきり高齢者へ交付している「福祉タクシー利用券」の書き換えは、3月31日までに完了する必要があります。4月以降も同券の交付を希望する人は更新の手続きを

◎市バスダイヤ改正

市交通局は、3月23日(月)から市バスダイヤ改正を行います。空港線直便の運行を見直し、JR伊丹を出発し伊丹シティホテル前～阪急伊丹～神戸～伊丹空港の順に停車する「伊丹エアポートライナー」の運行を開始します。時刻表など詳細は本紙3月1日号に挟み込む「市営バスかわら版」が市交通局ホームページで3月1日以降に確認を。

◎更新対象者には「使用更新申請書」をはがきで送付します。

2月26日までに切手を貼って返送するか直接、市役所1階の地域・高年福祉課、各支所・分室、「ふらっと」人権センター、くらしのプラザ(郵送で切手を貼らずに返送された場合は届かない可能性があります)へ。更新対象者には「使用更新申請書」をはがきで送付します。2月26日までに切手を貼って返送するか直接、市役所1階の地域・高年福祉課、各支所・分室、「ふらっと」人権センター、くらしのプラザ(郵送で切手を貼らずに返送された場合は届かない可能性があります)へ。

◎身体障害者手帳1・2級▽療育手帳A判定▽精神障害者保健福祉手帳1級。

新たに交付を希望する人は障害者手帳など(※は介護保険証)と印鑑(代理の場合は代理人の身分証明書)を持って直接、市役所1階の地域・高年福祉課へ。▽市地域・高年福祉課 ☎784・809

楽しく仲間づくり ジュニョイントクラブ

「ふらっと」児童館は、さまざまな体験学習を通して互いの違いを認め合い、仲間づくりを行う「ジュニョイントクラブ」参加者を次の通り募集します。

★ジュニョイントクラブ
【実施期間】5～7月、9月～来年3月の第2土曜(全10回) 午前10時。
【内容】▽ワークショップ▽

【実施期間】4月～来年3月(夏・冬・春休み中除く)。
【時間・内容・対象・定員】
▽月曜午後5時10分～三味線

参加料各千円(材料費など別)。
【3月7日までに(※は同館にある所定の申込書に必要事項

小学4～6年生4人▽水曜午後3時45分～異文化学習や工作、太鼓体験など。小学1～3年生12人▽水曜午後4時35分～福祉学習や表現活動、太鼓体験など。小学4～6年生12人。対象はいずれも4月1日以降の学年。

申し込みをする人は、3月7日(土)午後2時に開催の保護者説明会に必ず出席してください。
参加料は小学生以下100円、中学生以上300円。※は無料。当日直接、会場へ。
【市ボランティア・市民活動センター ☎780・1045。

【日時・内容】▽3月10日(火)午後1時～「ハンゲルの日」▽12日(木)・17日(火)の午後7時、18日(水)午後6時～「中国語の日」▽17日(火)午後1時半～「英語の日」。

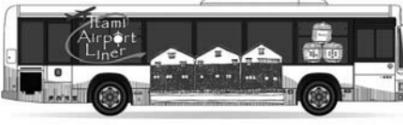
【会場】中央公民館。
【参加料】▽3回以下1150円▽4回以上11千円。定員20人。
一時保育あり(1歳半～就学前。1人350円。各開催日の10日前までに要予約)。

【2月18日から中央公民館 ☎784・8000(ファクス784・8001)も可】へ。先着順。
福祉タクシー利用券更新の手続きを、重度障がい者や在宅寝たきり高齢者へ交付している「福祉タクシー利用券」の書き換えは、3月31日までに完了する必要があります。4月以降も同券の交付を希望する人は更新の手続きを

更新対象者には「使用更新申請書」をはがきで送付します。2月26日までに切手を貼って返送するか直接、市役所1階の地域・高年福祉課、各支所・分室、「ふらっと」人権センター、くらしのプラザ(郵送で切手を貼らずに返送された場合は届かない可能性があります)へ。

市と伊丹市地域包括支援センターは、認知症のさまざまな症状について知識を深め、「その人自身」を理解する大切さを学ぶ「認知症フォーラム」を次の通り開催します。

3月23日(月)から 市バスダイヤ改正



市交通局は、3月23日(月)に市バスのダイヤ改正を行います。空港線直便の運行を見直し、JR伊丹を出発し伊丹シティホテル前～阪急伊丹～神戸～伊丹空港の順に停車する「伊丹エアポートライナー」の運行を開始します。時刻表など詳細は本紙3月1日号に挟み込む「市営バスかわら版」が市交通局ホームページで3月1日以降に確認を。

市交通局 ☎781-3753

2月19日(水)訓練放送 全国瞬時警報システム

国は、2月19日(水)午前11時ごろに「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じた国民保護に関する全国一斉情報伝達訓練を行います。同時刻に本市でも、市内28カ所に設置している屋外拡声器などから市内全域(主に屋外)に国民保護に関する訓練放送を行います。その他の放送設備は次の通り。
▷市内小・中学校や市立伊丹高、東消防署など
▷緊急告知FMラジオ(自動起動で大音量で放送)
▷エフエムいたみ(79.4MHz)。通常の音量で放送。
当日午前10時45分ごろ、訓練放送の周知放送を行います(気象状況などにより中止する場合があります)。

市危機管理室 ☎784-8166

平成31年度(2019) 伊丹市福祉タクシー利用券

利用者氏名	伊丹市
住所	電話
手帳番号	第 号

有効期間
平成31年4月1日から(2019)
2020年3月31日まで
伊丹市

9. 市地域・高年福祉課 ☎784・809